



NISAが気になっていた方、今がはじめるチャンスです!

NISA口座 開設キャンペーン

2023年10月2日(月)～2023年12月29日(金)

キャンペーン期間中にNISA口座を新規開設し、
NISA口座で投資信託を1万円以上お買付けのお客さまに

現金1,000円プレゼント!

- ◎対象期間中にNISA口座を新規開設し、2023年NISA枠を利用して、投資信託を1万円以上(手数料込み)お買付けのお客さまに限りです。
- ◎お客さまへの現金プレゼントのご連絡は予めご指定いただいている銀行預金口座への入金をもって代えさせていただきます。
- ◎指定預金口座への入金は2024年2月上旬頃を予定しております。
- ◎現金プレゼント時に、証券総合取引口座またはNISA口座を閉鎖されている場合は、キャンペーンの対象外となり、現金プレゼントは行いません。
- ◎ジュニアNISAは対象外となります。

●投資信託へのご投資にあたっては、直接ご負担いただく費用として、お申込手数料 上限3.3%(税込)、信託財産留保額 上限0.5%、間接的にご負担いただく費用として、純資産総額に対し年率上限2.42%(税込)の信託報酬、その他運用にかかる費用等の合計をご負担いただきます。また、各商品は価格の変動等により損失を生じるおそれがあります。手数料等の諸費用、ご投資にあたってのリスク等、その他の留意点等の詳細については「投資信託説明書(交付目論見書)」および「契約締結前交付書面」等をよくお読みください。



2024年1月からNISA制度が変わります! 詳しくは裏面をご覧ください! ➡

詳しくは、お取引の営業店またはサポートセンター(☎0120-23-1184)まで、お気軽にお問合せください。

本店営業部 Tel.(054)255-7511
静岡駅南支店 Tel.(054)282-5700
清水支店 Tel.(054)367-2000
藤枝支店 Tel.(054)645-2110
島田支店 Tel.(0547)34-5040

沼津支店 Tel.(055)921-1811
三島支店 Tel.(055)972-9100
熱海支店 Tel.(0557)83-5081
富士支店 Tel.(0545)51-2211
浜松支店 Tel.(053)458-7700

掛川支店 Tel.(0537)22-0080
磐田支店 Tel.(0538)36-1411
浜松西支店 Tel.(053)523-7000
浜松北支店 Tel.(053)420-1851
浜北中央支店 Tel.(053)586-7811

横浜支店 Tel.(045)548-4888
横浜支店 小田原営業所 Tel.(0465)46-8113
山梨本店 Tel.(055)244-7821
名古屋本店(10/30開店) Tel.(052)212-8950
サポートセンター Tel.0120-23-1184



静銀ティーエム証券

<https://www.shizugintm.co.jp/>

商号等：静銀ティーエム証券株式会社 / 金融商品取引業者：東海財務局長(金商)第10号 / 加入協会：日本証券業協会

2024年1月から NISA制度が 変わります!!

令和5(2023)年度税制改正で、2024年以降のNISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充・恒久化が決定しました。

令和2(2020)年度税制改正での内容が大きく変更され、2024年1月より「新しいNISA」が実施されます。

新しいNISAはどう変わる?

Point
1

制度の使える期間が**恒久化**

現行制度は利用できる期間が限定されていましたが、新しいNISAはいつでも始められます。

Point
2

非課税期間が**無期限化**

現行制度は一般NISAが5年(ロールオーバーの一部期間延長を除く)、つみたてNISAが20年と、非課税期間が限られていましたが、新しいNISAでは**無期限になります**。

Point
3

年間投資枠が**増加・併用可能**

現行制度は一般NISA(年120万円)とつみたてNISA(年40万円)のどちらかを選択する必要がありました。新しいNISAは**成長投資枠(年240万円)**と、**つみたて投資枠(年120万円)**が併用可能で、**年360万円まで投資することができます**。

Point
4

生涯非課税限度額が**1,800万円**

新しいNISAでは新たに買付金額ベースで**最大1,800万円の生涯非課税限度額**が設定され、売却した場合は買付金額分の枠が翌年復活します。

改正後のイメージ

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間(注1)	無期限化		
非課税保有限度額(注2) (総枠)	1,800万円(成長投資枠はうち、1,200万円まで) ※ 薄価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
口座開設期間	恒久化		
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔現行のつみたてNISA対象商品と同様〕		上場株式・投資信託等(注3) ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、 毎月分配型の投資信託及びデリバティブ取引を用いた 一定の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※ 現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

記載内容は、金融庁のNISA特設ウェブサイト「新しいNISA」(2023年5月時点)等、作成時点の各種情報を基に制作したものです。
今後、制度開始までに内容が変更となる可能性がございます。